

平成24年甲賀広域行政組合議会第1回定例会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第1号	甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 3. 29	原案可決
議案第2号	甲賀広域行政組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 3. 29	原案可決
議案第3号	甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 3. 29	原案可決
議案第4号	平成23年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第5号)について	H24. 3. 29	原案可決
議案第5号	平成24年度甲賀広域行政組合一般会計予算について	H24. 3. 29	原案可決

議案第 1 号

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年 3月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成24年 3月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合手数料条例(平成12年甲賀郡行政事務組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2)の部貯蔵所の項中

「準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		580,000円
特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有するものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この表において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	900,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,090,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,210,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,540,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,800,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,230,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,590,000円

	のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 のもの	6,910,000 円
浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク 貯蔵所	1,230,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所	1,460,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所	1,630,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所	2,010,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所	2,330,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所	4,760,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上	6,120,000 円

	400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	7,440,000 円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満のもの	6,320,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上500,000 キロリットル未満のもの	7,970,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が500,000 キロリットル以上のもの	11,800,000 円

」を

「	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	530,000 円
特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有するものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きのものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯	危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの	820,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル以上10,000 キロリットル未満のもの	990,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000 キロリットル以上50,000 キロリットル未満のもの	1,100,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000 キロリットル以上100,000 キロリットル未満のもの	1,400,000 円

蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満 のもの	1,640,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満 のもの	3,850,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満 のもの	5,090,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 のもの	6,290,000 円
浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所	1,120,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	1,330,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	1,480,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,830,000 円

	の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が100,000 キロリットル以上200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000 キロリットル以上300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	4,330,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000 キロリットル以上400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	5,570,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	6,770,000 円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満のもの	5,750,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上500,000 キロリットル未満のもの	7,250,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が500,000 キロリットル以上のもの	10,700,000 円

改め、同表(5)の部基礎・地盤検査の項中

「 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	450,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	590,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	770,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,010,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,140,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,760,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	2,000,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所	2,230,000円

」を

「 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	700,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	920,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以	1,040,000円

上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,600,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,820,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000 円

」 に

改め、同部溶接部検査の項中

「 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	690,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,040,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,440,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,810,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,490,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,280,000 円
危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,890,000 円
「 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	490,000 円

」 を

危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	630,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	950,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,650,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,180,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,890,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,450,000円

」に

改め、同部岩盤タンク検査の項中

「危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	10,000,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	13,600,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	18,700,000円

」を

「危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	9,100,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	12,400,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	17,000,000円

」に

改め、同表(6)の部特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)の項中

「 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満のもの	340,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のもの	450,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のもの	790,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満のもの	1,010,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満のもの	1,270,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満のもの	3,110,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満のもの	3,810,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 のもの	4,400,000円

」を

「 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満のもの	310,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のもの	410,000円
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のもの	720,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満のもの	920,000円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満のもの	1,160,000円
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満のもの	2,830,000円
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満のもの	3,470,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上 のもの	4,000,000円

」に

改め、同部岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の項中

「 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満のもの	2,920,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以 上500,000キロリットル未満のもの	3,500,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以 上のもの	5,260,000円

」を

「 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満のもの	2,660,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以 上500,000キロリットル未満のもの	3,190,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以 上のもの	4,790,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 2 号

甲賀広域行政組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ
り、議会の議決を求める。

平成24年 3月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成24年 3月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の表甲賀広域行政組合甲南消防署の項中「滋賀県甲賀市甲南町寺庄 313 番地 2」を「滋賀県甲賀市甲南町池田 3578 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

議案第 3 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定すること
について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年 3月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成24年 3月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

（危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号）に係る指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

- 5 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号。附則第 8 項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により、新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から附則第 7 項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第 31 条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
 - (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 6 新規対象のうち、第 31 条の 2 第 1 項第 16 号ロに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、適用しない。
- 7 新規対象のうち、第 31 条の 2 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 31 条の 3 の 2（第 3 号を除く。）又は第 31 条の 4 第 2 項（第 1 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第 5 項第 2 号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成 25 年 6 月 30 日までの間は、適用しない。

（改正政令に係る指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置）
- 8 改正政令による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成 24 年 12 月 31 日までにその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

議案第4号

平成23年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第5号）

平成23年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,115千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,758,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年 3月29日 提出
甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成24年 3月29日 原案可決
甲賀広域行政組合議長 服部 治男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,728,540 千円	△85,868 千円	2,642,672 千円
	1. 負担金	2,728,540	△85,868	2,642,672
2. 使用料及び手数料		409,338	3,000	412,338
	2. 手数料	409,052	3,000	412,052
4. 諸収入		65,910	2,464	68,374
	2. 雑収入	65,860	2,464	68,324
6. 財産収入		0	266	266
	1. 財産売払収入	0	266	266
7. 国庫支出金		0	10,023	10,023
	1. 国庫補助金	0	10,023	10,023
補正されなかつた款に係る額		624,727		624,727
歳入	合計	3,828,515	△70,115	3,758,400

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		98,013 千円	△3,765 千円	94,248 千円
	1. 総務管理費	79,786	△3,765	76,021
3. 衛生費		1,652,943	△8,961	1,643,982
	1. 清掃費	1,652,943	△8,961	1,643,982
4. 農業林業費		901	△41	860
	1. 林業費	901	△41	860
5. 消防費		1,780,379	△55,748	1,724,631
	1. 消防費	1,780,379	△55,748	1,724,631
6. 公債費		292,235	△1,600	290,635
	1. 公債費	292,235	△1,600	290,635
補正されなかつた款に係る額		4,044		4,044
歳出合計		3,828,515	△70,115	3,758,400

議案第5号

平成24年度 甲賀広域行政組合一般会計予算

平成24年度甲賀広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,129,027千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成24年 3月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

平成24年 3月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 服部 治男

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	額
1. 分担金及び負担金		2,488,609 千円
2. 使用料及び手数料	1. 負担金	2,488,609
	1. 使用料	389,503
	2. 手数料	191
3. 国庫支出金	数料	389,312
4. 繰越金		12,652
	1. 国庫補助金	12,652
5. 諸収入		7,500
	1. 繰越金	7,500
	1. 預金	52,463
	2. 雑収入	50
6. 組債	利子	52,413
	1. 組債	178,300
	2. 組債	178,300
	合計	3,129,027

歳出

款	項	金額
1. 議会費		748 千円
	1. 議会費	748
2. 総務費		91,038
	1. 総務管理費	72,231
	2. 徴税費	18,208
	3. 監査委員費	599
3. 衛生費		1,167,134
	1. 清掃費	1,167,134
4. 消防費		1,583,145
	1. 消防費	1,583,145
5. 公債費		283,962
	1. 公債費	283,962
6. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出合計		3,129,027

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ごみ処理施設整備事業	平成24年度から平成26年度まで	千円 460,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
し尿処理施設整備事業	千円 35,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金について、 利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者との協定するものによる。た だし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短 縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ る。
ごみ処理施設整備事業	86,200	〃	〃	〃
消防施設整備事業	57,000	〃	〃	〃
計	178,300			